

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

1. 目的

母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、就職及び自立の促進を図るために、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金（教育訓練給付金）を支給します。

（注意） 給付金の支給は1回限りです。

2. 対象者

市内在住の母子家庭の母及び父子家庭の父（注）であって、次の要件を全て満たす方

- ① 児童扶養手当の支給を受けているか、受けていない場合には同等の所得であること（年金受給等の場合）。
- ② 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練が、適職に就くために必要であると認められること。

（注）ここでいう母子家庭の母及び父子家庭の父とは、離婚や死別等で現在婚姻していない（法律上の婚姻だけでなく事実上の婚姻関係も含みます）方で、20歳未満の子どもを扶養している方です。なお、配偶者が障害の状態等で、該当する場合がありますので、お問い合わせください。

3. 給付金の支給対象となる講座

- ①雇用保険の教育訓練給付制度の指定教育訓練講座
- ②市長が地域の実情に応じて指定した講座

4. 給付金の額

- ①雇用保険制度から一般教育訓練給付金の支給を受けることができない方
受講のために支払った費用の60%
（上限20万円、1円未満の端数切捨）
- ②雇用保険制度から一般教育訓練給付金の支給を受けることができる方
①に定める額から雇用保険制度から支給される一般教育訓練給付金の額を差し引いた額

（注意） 計算した額が1万2千円以下の場合、給付金は支給しません。

※ 対象となる費用

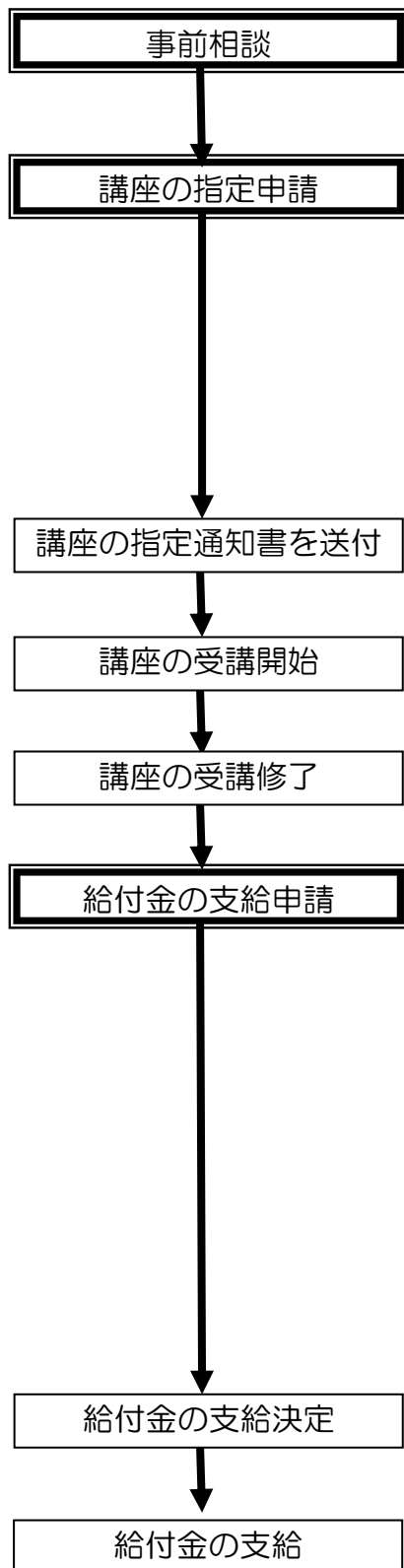
受講開始に際し支払う入学金・登録費

受講料（受講に際して支払った、受講費、教科書代及び教材費、受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。）

対象とならない費用

その他の検定試験の受講料、受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費、教育訓練の補講費、受講のための交通費、パソコン等の器材の購入費等、クレジット契約の場合の金利・手数料 など

5. 手続きについて



受講しようとする講座の内容等を、事前に市と相談していただいた上で、受講講座の指定を受けていただきます。

(必要なもの)

- 児童扶養手当証書 または ひとり親家庭医療証
(または戸籍謄本・世帯全員の住民票・前年(申請が1~7月の場合は前々年)の市町村長(特別区の区長を含む。)が発行する所得証明書)
- ハローワークが発行する教育訓練給付金支給要件回答書
(照会票をハローワークにご提出ください。)
- 講座の内容がわかる資料
(受講内容・期間・費用等が明記されたパンフレット等)
- 個人番号カードまたは通知カード及び身元確認書類
- 印鑑(スタンプ印以外)
※ その他の書類が必要となる場合があります。

受講期間、費用等の変更がある場合は、至急ご連絡ください。

指定された講座の受講を実際に修了した後、1ヶ月以内に給付金の支給を申請していただきます。雇用保険制度の一般教育訓練給付金の対象となる方は、ハローワークでの手続きも必要です。

(必要なもの)

- 児童扶養手当証書 または ひとり親家庭医療証
(または戸籍謄本・世帯全員の住民票・前年(申請が1~7月の場合は前々年)の市町村長(特別区の区長を含む。)が発行する所得証明書)
- 教育訓練講座の修了証明書
- 教育訓練経費の領収書
- 教育訓練給付金(一般教育訓練)支給・不支給決定通知書
(雇用保険制度の一般教育訓練給付金を利用している場合)
- 個人番号カードまたは通知カード及び身元確認書類
- 印鑑(スタンプ印以外)
※ その他の書類が必要となる場合があります。
※ 支給申請時にアンケートに回答していただきます。

資格の取得をきっかけに、就職や転職をお考えの方は就業支援専門員に相談ください。



その他、詳しい点については、下記にお問い合わせください。
〒564-8550(住所不要)吹田市泉町1丁目3番40号
吹田市 児童部 子育て給付課
06-6384-1471(直通)